

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案について

2019年1月
環境再生・資源循環局

1 改正の趣旨

牛海綿状脳症（BSE）の国内での発生に伴い、2001年10月1日、農林水産省において飼肥料用の肉骨粉等を含む飼肥料の製造・販売の一時停止を2001年10月4日から行う旨を発表した。これに伴い、従来、飼肥料原料であった肉骨粉等について、廃棄物として処理することとなった。

これを受けて、環境省においては、製品として売れ残った肉骨粉が事業系の一般廃棄物であることを明らかにした。しかしながら、廃棄物の収集運搬には廃棄物処理法上の許可が必要であるところ（とりわけ、化製場と処理を引き受ける処理施設が同一市町村内にない場合、それぞれの市町村の許可が必要となる）、当該肉骨粉を運搬しうる廃棄物収集運搬業者がいないといった事情から、円滑かつ確実な処理が滞るおそれがあったため、「一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」（平成13年環境省令第34号。以下「特例省令」という。）を制定し、当該廃肉骨粉の収集・運搬について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の許可を不要とする特例を設けた。

食品安全委員会は、2016年8月に公表した「プリオン評価書（牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」において、出生年月で見た定型BSEの最終発生（2002年1月）以前に出生した牛については、飼料規制強化前に出生しており、汚染飼料に暴露した可能性は否定できないとの評価がなされ、引き続き、廃肉骨粉の飼料への利用等の制限が継続される予定である。

また、当該牛については、現時点で約6千頭飼養されているが、5年後（2023年度）には、5百頭（現時点の約1/10）まで減少すると見込まれる。十分に減少した時点で、食品安全委員会において、新たな科学的知見に基づく飼料規制等の見直しが行われることが想定される。

このような状況にかんがみ、今般、特例省令の失効の時期を2024年3月31日まで延長するものである。

2 改正の内容

特例省令の失効の時期を2024年3月31日まで延長することとする。

3 今後の予定

2019年3月下旬公布（公布日施行）